

			<p>を交えながら庁内全体に周知します。また、毎年度策定する「アクションプラン」（総合計画に掲げる目標の達成に向けた具体的な行動計画）に、参画・協働・情報共有に関する取組内容を盛り込み、各部署においてガイドラインを踏まえた取組みが着実に実践されるよう、取り組んでいきます。</p> <p>③新人職員研修会での周知 ガイドラインをテキストとして活用し、参画・協働・情報共有の意義・重要性などについて説明します。</p>	H28.4～
3	第4条 まちづくりの基本原則	<p>【提案】 ◇ 様々な方に市政運営・まちづくりに参加・参画していただくためには、内容・対象者に合わせて開催日時を工夫する（例：夜間、土・日曜日、平日昼間）など、<u>参加・参画しやすい配慮・工夫が必要である。</u></p>	<p>【総合政策 G】 ご提案については「参画・協働・情報共有のガイドライン」の「参画の基本姿勢」に示しています。参加者の声などを踏まえながら、参加・参画しやすい配慮・工夫をしていきます。 また、参加・参画できない方にとっても、状況等を知ることができるよう、広報やホームページなどで開催概要を紹介するなど、情報共有に取り組んでいきます。</p>	実施中
4	第5条 市民の権利	<p>【提案】 ◇ まちづくりの楽しさややりがいは、取り組んでみて初めて理解することができる。自治基本条例に込められた意味も、まちづくりへの参加をとおして次第にわかるようになってくると考えられる。まずは、実践が大切である。<u>参加のきっかけを、どうつくっていくかを考えていく必要がある。</u></p>	<p>【総合政策 G】 ①若年層へのアプローチ 防災訓練や環境美化、子ども商店街など、子どもが主役になる活動をまちづくり協議会や各団体と協働で企画・実施することにより、保護者世代の参加を促していきます。 まちづくり活動をしている若い世代に聞き取りをし、継続して活動できる仕組みについて、まちづくり協議会や各団体の方々と検討していきます。</p> <p>②プラチナエイジに対するアプローチ 定年退職を迎える市民を対象に、まちづくりの大切さ、</p>	<p>実施中 H27.10～ ～H29.3</p>

			まちのために頑張ることの素晴らしさを伝えるため、実際にまちのために汗を流す市民や子どもたちを講師とした「まちづくり入門講座」を開催するなど、地域デビューのきっかけとなるような取組みを展開していきます。	
5	第5条 市民の権利	<p>【提案】</p> <p>◇ まちづくりのキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を知っている人の割合は確かに増えているが、ただ知っているだけではなく、<u>言葉に込められた意味を理解していただけるよう、しっかりと伝えていくことが、今後の課題である。</u></p>	<p>【総合政策 G】</p> <p>各種団体の会合の場やイベント、小学6年生を対象に行う「まちづくり出前授業」など、様々な機会をとらえ、言葉に込められた意味や、「大家族たかはま」の実現に向けて、それぞれがどのようなアクションを起こしていったらよいかなどを発信していきます。</p>	実施中
6	第6条 子どものまちづくりに参加する権利	<p>【提案】</p> <p>◇ 小学6年生を対象に実施している「自治基本条例出前授業」は、とてもよい取組みだと思う。<u>中学校でも出前授業を実施し、体系的に学ぶこと</u>によって、地域とのつながりを持ち、まちづくりへの参加を促していったらどうか？</p>	<p>【総合政策 G】【教育センターG】</p> <p>①「まちづくり出前授業」(小6対象)の成果等の検証</p> <p>中学校では、市民一斉清掃や総合防災訓練への参加など、一部ではまちづくりの実践が行われ、その大切さについて体感していると考えていますが、子どもたちの意識がどのように変化し、行動につながっているのかといった検証は十分ではありません。</p> <p>今後は、こうしたまちづくりの実践がどの程度行われているのか、小学6年生で学習したまちづくりの内容が、中学校でどのようにつながられているのかなどについて、検証していきます。</p> <p>②中学校におけるまちづくりの体系的な学習の模索</p> <p>①の検証結果を踏まえ、出前授業にこだわらず、実践したことを発表する場を設けるなど、子どもたちの成長に合った体系的な学習方法を、現場の先生方とも協議しながら見出していきます。</p>	<p>～H28.3</p> <p>～H29.3</p>

	役割と責務	動に参加・貢献していることも多い。 <u>活動発表など「取組みの見える化」を進めたり、市民・地域と企業がつながるきっかけの場</u> を設けてはどうか。	<p>メラレポート」のコーナーで、事業者の地域貢献活動を一部紹介してきました。</p> <p>今後は、事業者からの情報提供を待つだけでなく、事業者の広報部門を訪問するなど、どのような地域貢献活動を行っているかを情報収集していきます。そして、事業者の意向も踏まえながら、活動内容や活動に込められた思い・成果について、広報やまちづくりフォーラムにおける写真展示・活動紹介などにより、積極的に発信していきます。</p> <p>事業者の地域貢献活動の情報が、担当グループ内だけで埋もれてしまうケースも見受けられるため、「参画・協働・情報共有に関するガイドライン」に、事業者の地域貢献活動に関する全庁的な情報共有を進める旨を明記します。</p>	H27.10～
10	第9条 議会の 役割と責務	<p>【提案】</p> <p>◇ <u>インターネット中継</u>を実施していることを、知らない市民も多いと思われる。大変良い取組みなので、<u>もっとPR</u>してはどうか。</p>	<p>【議会】（議会事務局）</p> <p>インターネット中継は、平成26年6月定例会より開始し、視聴数は平成26年6月431件、9月670件、12月600件、平成27年3月565件、6月646件とほぼ横ばいとなっています。これまで、市議会だよりや市公式ホームページでPRしてきましたが、今後は広報や市公式フェイスブックなども活用し、さらなるPRに努めてまいります。</p>	H27.8～
11	第12条 職員の 役割と責務	<p>【提案】</p> <p>◇ <u>企業への職員派遣</u>は、行政にとっても、企業にとってもお互いの特性を理解しあい、人脈を築くこともでき、大変よい取組みである。他の自治体では、複数年派遣を継続的に実施しているところもある。単発で終わらせず、<u>継続的な実施を検討してはどうか。</u></p>	<p>【人事G】</p> <p>“民間の業務改善手法を学び、行政運営の効率化を図る”という明確な目的をもって、平成26年4月から12月の間、(株)豊田自動織機へ職員2名を派遣し、平成27年度から業務改善に取り組んでいます。</p> <p>今後も民間の優れた経営手法等を吸収し、行政運営に活用する必要がある場合は、職員派遣を検討してまいります。</p>	—

12	第 17 条 まちづくり 協議会	<p>【提案】</p> <p>◇ 小学校区内での連携・協力体制を築いていくためには、<u>まちづくり協議会の事務局機能強化が不可欠である。地域においても努力が必要だが、事務局員が細かな事務作業に忙殺されないよう、また、団体同士の連携・協力等がうまく進むように事務局を支援するなど、行政のバックアップも必要である。</u></p>	<p>【総合政策 G】</p> <p>①悩み・課題を共有し、解決につなげる場を設ける</p> <p>まち協サミットで情報・課題を共有し、相互に協議・意見交換を行うことができる場を、引き続き設けるとともに、職員が適宜相談に応じます。</p> <p>リクエストに応じて、事務局長や事業グループリーダー、あるいは、事務局次長や事業グループサブリーダーといった「次のまち協を担うキーパーソン」を対象に、活動を進める上での共通の悩み・課題（例：人材育成、課題解決コーディネート、会計処理）を話し合える座談会や学び合いの場などを設けていきます。</p> <p>また、県内で行われている市民向け研修・講座などの情報を紹介していきます。</p> <p>②職員のスキルアップ</p> <p>特派員連絡会や研修などにおいて、地域で実際にあった事例や想定される事例をもとに、解決策・支援策等について成功談・失敗談を交えながら意見交換を行ったり、事例をデータベース化するなど、適切な助言・支援ができるよう、職員間で学び合いや情報共有を行っていきます。</p> <p>また、外部研修（例：全国地域リーダー養成塾、やねだん故郷創生塾）へ職員を派遣し、地域と行政をつなぐ「総合相談役」としてのスキルアップを促します。</p>	<p>実施中</p> <p>H27.10～</p> <p>H27.10～</p>
13	第 18 条 地域計画	<p>【提案】</p> <p>◇ 「地域カルテ」に掲載する<u>データの充実、「地域計画」見直しにあたって、策定ノウハウの提供など、職員によるバックアップ体制を整えていただきたい。</u></p>	<p>【総合政策 G】</p> <p>「地域カルテ」の掲載データについては、地域課題の分析に必要なデータを年々充実させていますが、今後も市民が希望する内容について取り入れるなど、よりきめ細かなデータを提供していきます。</p> <p>「地域計画」の策定については、各まち協特派員などに</p>	<p>実施中</p>

			<p>よるバックアップ体制を整えていますが、地域課題の分析や今後の地域動向などについて、職員が適切に助言・支援できるよう、特派員事務局（総合政策グループ）が職員のフォローアップを行っていきます。</p>	
14	第19条 活動の育成 と支援	<p>【提案】</p> <p>◇ 町内会は、まちづくりの根っことなる団体である。加入率の維持・向上に向けては、未加入者へのアプローチが課題となる。今は、加入のメリットが感じられないと未加入者を取り込むのは難しい時代になっている。<u>町内会の加入について、メリットを強調</u>できることがあるとよい。</p>	<p>【総合政策 G】</p> <p>転入時に配布している「PR チラシ」（主な活動内容・写真、役員の連絡先を掲載）に、加入者の「入っていてよかった！」の声やエピソード、町内会活動に参加しての感想などを掲載していくよう、各町内会に働きかけていきます。</p> <p>未加入者との主な接触機会である「可燃ごみ用指定ごみ袋」配布時（年2回）から、順次、新「PR チラシ」に切り替えて配布していきます。</p>	H27.12～
15	第19条 活動の育成 と支援	<p>【提案】</p> <p>◇ 最近、自治体消滅論がいわれているが、住民自治が豊かな自治体は生き残っていくことができる。今後はますますコミュニティ教育が大切になる。生涯学習の中に自治基本条例を通じて高浜市の現状を学ぶ機会を設けるなど、<u>働いている方が退職後に、どうしたら地域に根差して暮らしていけるかを学べる講座</u>なども必要ではないか。</p>	<p>【総合政策 G】</p> <p>定年退職を迎える市民を対象に、まちづくりの大切さ、まちのために頑張ることの素晴らしさを伝えるため、実際にまちのために汗を流す市民や子どもたちを講師とした「まちづくり入門講座」を開催するなど、地域デビューのきっかけとなるような取組みを展開していきます。</p>	～H29.3
16	第20条 市政運営の 基本原則	<p>【提案】</p> <p>◇ マイナンバー制度の開始に伴い、<u>個人情報の保護</u>がますます重要になる。<u>リスクマネジメント</u>をより一層強化されたい。</p>	<p>【総合政策 G】</p> <p>マイナンバーを含む個人情報について、漏えい等の事態の発生の危険性や影響に関する評価を行い、その個人情報を管理するために講ずべき措置等を定めた指針を作成し、市公式ホームページ上で公開しています。</p>	実施中

17	第22条 危機管理	<p>【提案】</p> <p>◇ <u>災害時の避難所開設について、誰が施設の開設を行うのか(行政が行うのか、地域でも可能なのか)が、あまり知られていないのではないかと。行政・関係団体が情報を共有し合い、災害時の連携体制を整えていく必要がある。</u></p>	<p>【都市防災 G】</p> <p>平成26年6月に避難所の開設・運営等を定めた「高浜市避難所運営マニュアル」を策定しています。この避難所運営マニュアルにおいて、避難所の開設については、市職員(避難所担当)が実施することとなっています。</p> <p>また、避難所運営マニュアルは、避難所の開設・運営等で連携・協力をいただく、まちづくり協議会、町内会、小中学校にも配布をし、情報共有を図っています。</p> <p>今後のご提案をいただいた災害時の連携体制の整備・強化に努めていきます。</p>	実施中
18	第22条 危機管理	<p>【提案】</p> <p>◇ <u>避難所での宿泊を伴う訓練を、全小学校区で、年1回以上行うようにしてはどうか。住民自治を強化しなければ、避難所の運営は難しい。いざという時に、行政はあてにはできない。災害状況を想定し、子どもから高齢者まで多くの世代による参加で実践を積み重ね、訓練経験者を増やしていくことが重要である。</u></p>	<p>【都市防災 G】</p> <p>避難所での宿泊を伴う訓練は、既に港小や子ども防災リーダー養成講座などで実施されています。また、今年、防災訓練時にまちづくり協議会・町内会が主体となり、避難所開設訓練等が実施されています。</p> <p>ご提案の避難所での宿泊を伴う訓練の実施を含め、今後、まちづくり協議会・町内会とより多くの住民参加、より実践的な訓練が実施できるよう取り組んでいきます。</p>	実施中
19	第23条 他の自治体等との 連携・協力	<p>【提案】</p> <p>◇ <u>各種防災協定が締結されているが、お互いに助け合えるように、高浜市とは地形・環境の特徴等が異なる遠隔地との連携・協力を積極的に進めたい。また、いざという時に、協定が効果を発揮するためには、平常時において定期的に交流を持っておくことが大切である。</u></p>	<p>【都市防災 G】</p> <p>災害時相互応援協定については、これまで、岐阜県多治見市、瑞浪市、全国ボート場所所在市町村協議会加盟市町村(全国24市町村)、西三河9市1町と締結しています。今後のご提案の遠隔地との相互応援協定については、他市町村との交流の機会をとらえ、取り組んでいきます。</p> <p>また、西三河9市1町その他、多治見市、瑞浪市とは定期的な交流(情報交換等)を実施しています。加えて、本年8月23日(日)に開催された瑞浪市総合防災訓練に高浜市も参加するなど、今後とも積極的に相互応援協定市町村との定期的な交流、連携・協力に取り組んでいきます。</p>	実施中